

令和3年4月13日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（観光情報データベース）に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、(公社)北海道観光振興機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました。

つきましては、次のとおり企画提案説明を実施しますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名 国内誘客促進強化事業（観光情報データベース）
- 2 事業目的 北海道への誘客活動の一環として、北海道内の自治体・観光関係団体などと連携し、観光情報データベース WEB サイト（北海道トラベルナビ）に北海道内の観光情報を集約するシステムを構築する。主に道内外旅行会社の旅行商品の造成・販売等を行う者に対して、道内観光情報をタイムリーに提供する仕組みを構築し、商品造成の促進により全道各地への誘客拡大を図る。
- 3 実施期間 令和3年5月～令和4年3月
- 4 企画提案説明会

個別説明の実施

(新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式での開催は行いません)

令和3年4月13日(火)15:00～4月20日(火)15:00の期間

下記担当に事業説明の希望日時を連絡し日程調整下さい。事業説明は、当機構内又は、電話での対応、質問も受け付けます。

対面での事業説明を希望される場合の場所は下記となります

場 所 (公社)北海道観光振興機構

(札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階)

※事業説明を希望される場合は、電子メールにて令和3年4月19日(月)12:00までにお知らせ願います。

<メール送信先>: 国内誘客部 伊藤・菊地 2名宛に電子メールでお送り下さい。

E-mail : m_ito@visithkd.or.jp to_kikuchi@visithkd.or.jp

担当: 誘客推進本部

国内誘客部 伊藤・菊地

電話: 011-231-5881

E-mail: m_ito@visithkd.or.jp

to_kikuchi@visithkd.or.jp

国内誘客促進強化事業（観光情報データベース）

企画提案指示書

1 委託事業名

国内誘客促進強化事業（観光情報データベース）

2 事業目的

北海道への誘客活動の一環として、北海道内の自治体、観光関係団体等と連携し、観光情報データベース WEB サイト（北海道トラベルナビ）に北海道内の観光情報を集約するシステムを構築する。主に道内外旅行会社の旅行商品の造成・販売等を行う者に対して、道内観光情報をタイムリーに提供する仕組みを構築し、商品造成の促進により全道各地への誘客拡大を図る。

3 実施期間

令和3年5月～令和4年3月

4 委託業務及び見積依頼内容

- (1) 旅行商品の造成や営業、カウンター接客販売などを行う事業者（以下、「利用者」という。）に対し、北海道の観光情報をタイムリーに提供するため、観光情報データベース WEB サイト（北海道トラベルナビ）の北海道の観光施設・宿泊・体験情報等入力システムと利用者が登録する会員システムに以下の内容で機能追加（データベース、プログラム開発、修正）をおこなうこと。

登録会員は、旅行関係者 3000 人以上を目標すること。(2021 年 3 月時点登録者約 80 名)

また、長期にわたり継続的に利用していくため、利用者等の利便性の向上を図り、利用促進のため観光情報数拡大とサイト利用者数の拡大を目指し企画・運営をおこなうこと。

実施にあたっては、利用者から必要な情報等を聞き取った上で、機構担当者に詳細を確認・調整をすること。

なお、見積もりにあたっては、必ず当サイト (<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) を確認し、不明な点は、当機構担当者に確認すること。

① 道内 2 次交通カテゴリーの追加

バス会社・タクシー会社・レンタカー会社等と利用者の双方に聞き取りをおこない、利用者が必要とする表示項目を掲載すること。(例：宿泊施設の場合は部屋数の表示項目があるが、タクシーの場合は、所有車数、観光ガイドのできるドライバー数等)

<登録目標>

- ・バス事業者：北海道バス協会と協調し、全道 39 事業者（協会に登録依頼）。
- ・ハイヤー事業者：北海道ハイヤー協会と協調し、全道 246 事業者（協会に登録依頼）。
- ・レンタカー事業者：5 事業者以上（現在の道内大手事業者 5 社）。

② 道内の魅力ある食材・食品カテゴリーの追加

道産食品や食材の産地、栽培方法等、北海道の魅力が発信できる表示項目を掲載すること。（例：上記①同様に食品産地、生産者情報、栽培・製造方法等。参考：上川振興局が作成している「かみかわフードツーリズム冊子」）

③ 観光素材登録（現在の GoodDay 北海道Web サイト素材登録数 1006 件）

全道の観光協会等と連絡を密にとり、登録数 2000 件以上を目標とする。

④ 検索機能

カテゴリー（2 次交通、食材・食品等）を追加した際、必要に応じて改修すること。改修する場合は、利用者に聞き取りを行った上で利便性を高める仕様とすること。

⑤ フォトライブラリ（2021 年 2 月時点登録数 741 枚）

- ・新規追加写真は、可能な限り撮影場所・日時表示等の情報を取得し表記すること。
- ・写真の恒常的な入れ替えも含め、掲載ポリシーを定めた上で自治体、観光関係団等と連携し全道を網羅する写真目標数を 2000 枚以上とし、収集・追加・管理をおこなうこと。
- ・登録会員と差別化する仕組みを検討すること。例えばログインした場合、有名写真家の画像が表示される等（画像も有料）を検討しシステムの基礎を構築すること。

⑥ 道内の観光イベント情報

施設入力と同様に観光協会等の地域側で入力する仕組みを構築すること。登録は道内全ての観光協会等に連絡を取り、基本全てのイベントが網羅されるようにすること。

⑦ 旅行日程表作成機能

利用者が半自動で旅行日程表を作成できる機能を制作（プログラム開発）すること。
なお、移動時間・距離は自動車を利用した場合を想定したものとする。

⑧ 道内観光パンフレット・ポスターライブラリー掲載ページ

掲載ページを追加すること。また、掲載する観光パンフレット等は、道内全ての観光協会等と連絡をとり、全道を網羅するもとし恒常的に更新できるようにすること。

⑨ マイページ機能

登録した利用者会員（以下、「登録会員」という。）が、観光素材の各自保存するためマイページ機能を追加すること。

⑩ 有料化システム

会員登録やマイページ機能等のシステム利用については、有料化するための仕組みを検討し、次年度以降に稼働可能な状態でシステムを構築すること。

⑪ アクセスログの分析

分析に基づいて登録施設への入力情報の追加・更新等（施設への依頼含む）を促し、入力内容の改善提案も行うこと。また、登録施設を増加させ観光情報の洩れを少なくすること。

⑫ 利用促進

- ・北海道内の各自治体等と連携し、タイムリーな観光情報を発信するメールマガジンを定期的に送信すること。
- ・当サイトの機能及び情報の更新を目的としてアンケート機能等を制作し、当機構と調整の上、メールマガジンと合わせて配信し、その結果を基に改善・管理・運営をおこなうこと。
- ・登録会員に対し、当サイトの利用状況等を聞き取り、問題点を抽出し改善すること。
- ・登録をしていない利用者への登録の働きかけや当サイトアクセス数の少ない地域への利用促進等をおこない、恒常的な利用者数向上を図ること。
- ・広く旅行会社や自治体・観光事業者の要望を聞き取り、それを反映させ利用しやすいものとする。

⑬ サーバーの管理等

サーバー内に不要なデータが蓄積しないよう管理すること。制作した当サイトは、当機構が指定するレンタルサーバーに保管すること。

- ⑭ 当サイトの既存プログラム等の詳細は、受注後に当機構が指定する者から引継ぎを行いその上で制作すること。

(2) 事業実施報告書の提出

事業終了後、本事業のシステム概要、実施結果と成果（地域の観光情報の登録数、旅行会社担当者の登録数、ページへのアクセス数、アクセスログ分析結果、アンケート結果等）に関するものを取りまとめの上、報告書として3部と電子データ一式を提出すること。

また、商品造成や旅行商品販売の貢献度を計る指数（方法）も検討し報告すること。報告書には、WEB ページのデータ保存場所、構成等を記載すること。

5 企画提案しようとする者に必要な資格

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されて

いる者でないこと。

- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

7 予算上限額 29,700千円（消費税及び特別地方消費税相当額を含む）

ただし、本事業は、当機構理事会での令和3年度事業予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合は事業が中止になる場合がある。また、新型コロナウイルスの影響によっては、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合または事業が中止になる場合がある。以上の場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

8 選定について

（1）事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

（2）選定基準

① 業務遂行能力

北海道観光に精通しており、業務（WEB ページ制作・運営）を遂行するにあたっては、関係機関（旅行会社、北海道自治体・観光関係団体等）との連絡調整を適切に行うとともに、業務内容に対応した実施体制が確保されるなど、事業の遂行の能力があるか。

② 企画提案の目的適合性

北海道観光情報集約とその情報を道内外の旅行関係者にタイムリーに広く発信（北海道トラベルナビを利用）する内容になっているか。また、登録会員・情報掲載者のアクセス頻度確認・改善や登録施設情報が最新に保たれる内容となっているか。

③ 実現性

事業の組立てやスケジュールに具体性があり、確実に実現できる提案になっているか。

④ 経済合理性

提案内容と費用は適正であるか。また、費用対効果の高い提案内容となっているか。

9 選定後について

(1) 審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者には、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2) 執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

10 留意事項

- (1) 本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス影響により全部又は一部を実施しないことがある。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

11 その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。
 - ① 「業務の主たる部分」の業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等は、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策の遵守
事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。
 - ① 誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。

- ② 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインを遵守すること。
- ③ イベントに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。
- ④ 「北海道スタイル」を実践すること。

1.2 事業の個別説明

- (1) 日時：令和3年4月13日（火）15：00～4月20日（火）15：00
- (2) 電話もしくは対面（FAXでの対応致しません。メールでの問い合わせは、電話もしくは対面後に必要に応じて対応させていただきます。）

対面の場合の場所は、札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル

公益社団法人北海道観光振興機構 伊藤・菊地 011-231-5881

1.3 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2) 提出期限：令和3年4月20日（火）15時まで（メールで表明）

1.4 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和3年4月27日（火）15：00必着
- (2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F

担当：誘客推進本部 国内誘客部 伊藤

- (3) 提出部数：企画提案書〔A4判〕7部、見積書 7部

※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。

- (4) 提出方法：持参または郵送とする。

※郵送の場合も期限内に到着すること（なるべく期限前日に到着するように発送をお願いします）。

1.5 スケジュール

- (1) 当事業への参加表明 4月20日（火）15時まで（メールで表明）
- (2) 企画提案書提出 4月27日（火）15時必着
- (3) 審査会 5月11日（火）10時（予定）
- (4) 結果通知 5月14日（金）予定

16 事業の問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部 伊藤・菊地

TEL : 011-231-5881 FAX : 011-232-5064

E-mail m_ito@visithkd.or.jp to_kikuchi@visithkd.or.jp